

(Ⅲ)申請先、問合せ先

市町	担当課	住所	電話番号
福井市	監理課	福井市大手3丁目10-1	0776-20-5555
敦賀市	都市政策課	敦賀市中央町2丁目1-1	0770-22-8137
小浜市	都市整備課	小浜市大手町6-3	0770-64-6073
大野市	建築営繕課	大野市天神町1-1	0779-64-4815
勝山市	都市政策課	勝山市元町1丁目1-1	0779-88-8108
鯖江市	都市計画課	鯖江市西山町13-1	0778-53-2239
あわら市	建設課	あわら市市姫3丁目1-1	0776-73-8032
越前市	都市計画課	越前市府中1丁目13-7	0778-22-3012
坂井市	都市計画課	坂井市坂井町下新庄1-1	0776-50-3050
永平寺町	建設課	吉田郡永平寺町松岡春日1丁目4	0776-61-3948
池田町	産業振興課	今立郡池田町稲荷35-4	0778-44-8002
南越前町	建設整備課	南条郡南越前町東大道29-1	0778-47-8003
越前町	定住促進課	丹生郡越前町西田中13-5-1	0778-34-8727
美浜町	土木建築課	三方郡美浜町郷市25-25	0770-32-6707
高浜町	建設整備課	大飯郡高浜町宮崎86-23-2	0770-72-7702
おおい町	建設課	大飯郡おおい町本郷136-1-1	0770-77-4057
若狭町	建設水道課	三方上中郡若狭町中央1-1	0770-45-9103

③ その他

屋外広告業を営む方へ

- 福井県内で屋外広告業を営もうとする場合には、屋外広告業の登録が必要です。
- 福井市内で屋外広告業を営もうとする場合、平成31年4月1日以降は、福井市の登録（福井県の登録がある場合は届出）が必要です。詳細は福井市へお問い合わせください。

屋外広告物条例に違反した場合、罰則が適用されることがあります

- 違反広告物を設置した場合 ⇒ 30万円以下の罰金
- 許可を受けずに屋外広告物を変更・改造した場合 ⇒ 30万円以下の罰金
- 屋外広告業の登録を受けずに屋外広告業を営んだ場合 ⇒ 1年以下の懲役または50万円以下の罰金
ほか

こんなときは？

- 許可期間が満了するが、継続して広告物を設置したい。 ⇒ 10日前までに **更新の許可申請**
- 設置している広告物の、表示内容や大きさの変更をしたい。 ⇒ 事前に **変更・改造の許可申請**
- 屋外広告物を撤去した。 ⇒ 直ちに **除却の届出**



※上記以外にも管理者の氏名・住所等、届出事項に変更がある場合など、届出が必要となる場合があります。

知っていますか？

屋外広告物のルール




福井県には、越前海岸、足羽山、熊川宿などの美しい自然や歴史的な街並みなど、優れた景観が数多くあります。これらは、県民共通の資産として整備・保全されなければなりません。屋外広告物条例においては、良好な景観の形成を目指すとともに、広告物の落下事故など、公衆に対する危害を防止するため、広告物の大きさや設置場所など、さまざまなルールを定めています。

① 屋外広告物とは

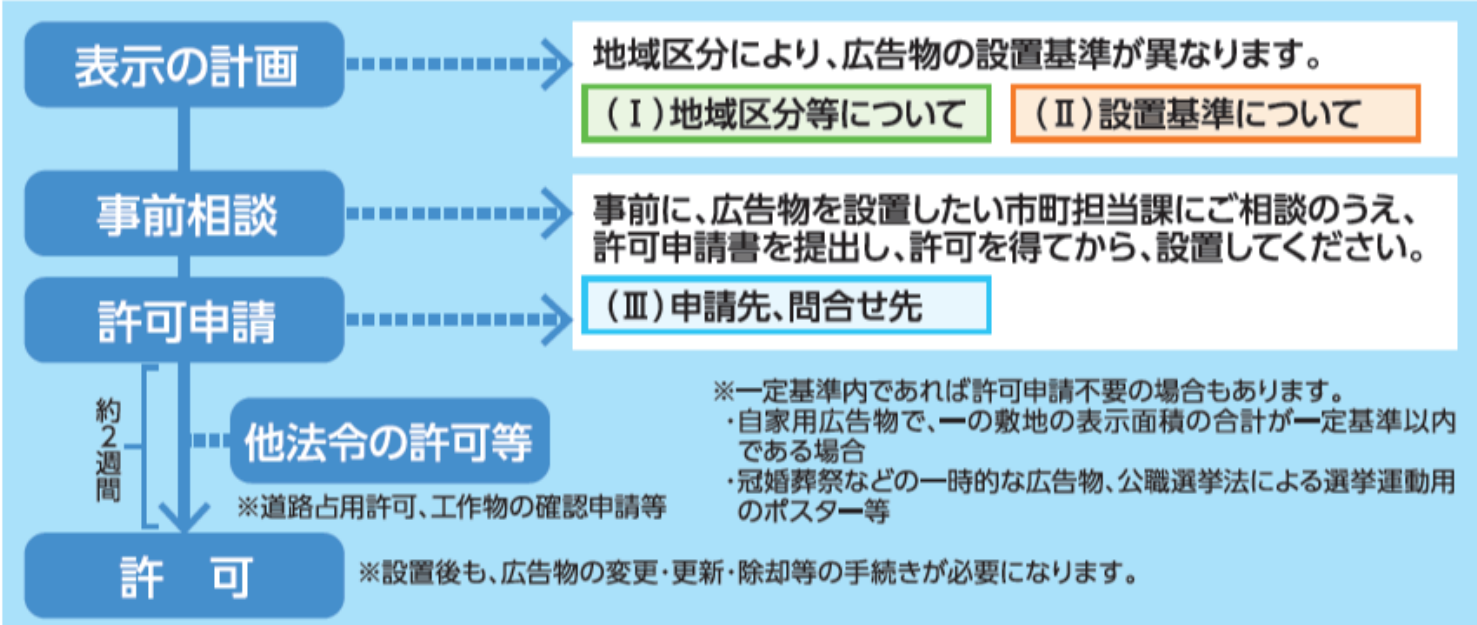
「屋外広告物」とは、次に掲げるものを指します。

- ①常時または一定の期間継続して、
- ②屋外で、
- ③公衆に表示されるものであって、
- ④看板、立看板、はり紙、はり札、広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、または表示されたものやこれらに類するもの



自家用広告物	案内広告物	一般広告物
自己の氏名・名称、事業内容等を表示するため、自己の事業所等建物の敷地内に表示(設置)する広告物	事業所等に案内するため、事業所等の名称および案内する方向が表示されている広告物	左記以外の広告物
		

② 屋外広告物の表示・設置には許可が必要です



※一定基準内であれば許可申請不要の場合もあります。
 ・自家用広告物で、一の敷地の表示面積の合計が一定基準以内である場合
 ・冠婚葬祭などの一時的な広告物、公職選挙法による選挙運動用のポスター等

※設置後も、広告物の変更・更新・除却等の手続きが必要になります。

(I) 地域区分等について

地域区分

地域の景観特性に応じ、以下の地域に区分しました。

地域区分	対象となる区域
第1種 禁止地域	<ul style="list-style-type: none"> 風致地区 重要文化財、有形文化財など 史跡名勝天然記念物 伝統的建造物群保存地区 重要文化的景観の地域 自然環境保全地域 国定公園、都市公園 駅前広場 図書館、博物館など
第2種 禁止地域	<ul style="list-style-type: none"> 史跡、名勝、文化財の周囲300m 国定公園内や観光地周辺道路の両側300m
第3種 禁止地域	<ul style="list-style-type: none"> 高速道路、自動車専用道路の両側500m 北陸新幹線の両側500m 観光ルート、幹線道路の両側300m 都市公園、図書館などの周囲300m 低層、中高層住居専用地域
特定制限地域	<ul style="list-style-type: none"> 都市のシンボルとなる自然景観区域
許可地域	<ul style="list-style-type: none"> 禁止地域および特定制限地域以外の県内全域（商業地域、工業地域など）

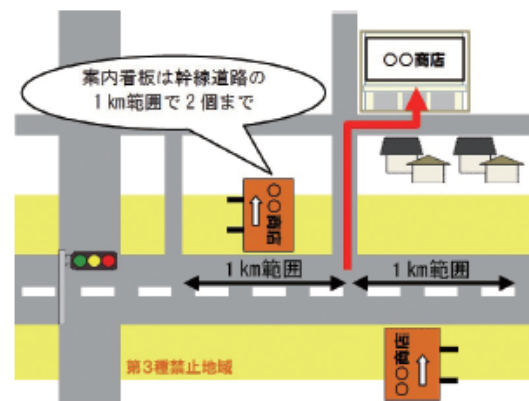
禁止物件

次の物件に対する広告物の表示・設置は、原則禁止されています

- ・橋りょう、トンネル、地下道、分離帯
- ・街路樹
- ・信号機、道路標識、道路上のさく
- ・消火栓、火災報知器、など

案内広告物の個数制限

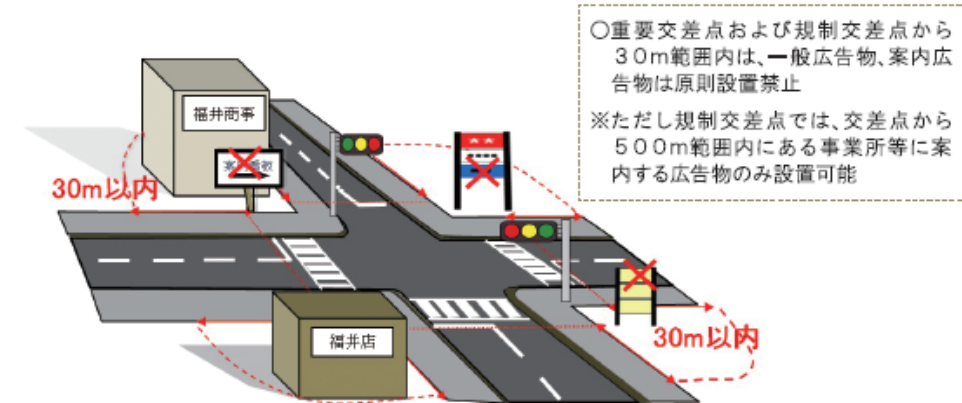
禁止地域において案内広告物を設置する場合、個数、範囲が制限されます。



信号交差点周辺の規制

次のうち、信号機のある交差点では、屋外広告物の設置に制限があります。

- ① 国・県が事故危険交差点として選定している交差点および路面電車が通過する道路にある交差点（重要交差点）
- ② ①の交差点のほか、以下の交差点（規制交差点）
 - ・国道と国道が交差する交差点
 - ・国道と県道が交差する交差点
 - ・国道と市町道が交差する交差点
 - ・県道と県道が交差する交差点



規制地域図

禁止地域等を明示した図面を「(Ⅲ)申請先、問合せ先」窓口にて備え付けています。屋外広告物の設置を計画する場合は確認してください。



参考資料

- 福井県屋外広告物条例について詳しく知りたいとき…
⇒福井県屋外広告物条例の手引き
福井県のホームページで閲覧できます
(<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/tokei/koukoku/jyourei.htm#anchor07>)
- 屋外広告物の安全対策について詳しく知りたいとき…
⇒オーナーさんのための看板の安全管理ガイドブック
国土交通省のホームページで閲覧できます
(http://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/crd_townscape_tk_000012.html)



(II) 設置基準について

共通基準

- ・広告物等の位置、形状、大きさ、材料、色彩、意匠等が周囲の景観と調和すること
- ・広告物等の裏面、側面、脚部等の広告物を表示しない部分についても塗装その他の装飾がなされていること
- ・下地に彩度の高い色(マンセル値による彩度12以上のもの)を使用しないこと
- ・蛍光、発光または反射を伴う塗料等を使用しないこと
- ・容易に腐朽し、または破損しない材料を使用すること
- ・風雨、地震、衝撃等により容易に破損し、倒壊し、または落下するおそれのないこと
- ・設置しようとする場所が、市町の景観計画において景観計画区域に指定されている場合、色彩が当該景観計画に適合すること

地域区分毎の許可基準（「許可地域」「第3種禁止地域」以外の地域区分においても基準がありますので、各市町担当課にお問い合わせください）

地域区分	許可地域		第3種禁止地域	
	数値基準	個別基準	個別基準	総量規制
自家用広告物	屋上広告	・建物の高さの3分の2以下、かつ10m以下(※1)	・建物の高さの2分の1以下、かつ4m以下(※1)	1敷地 30㎡以下
	壁面広告	・1壁面の5分の1以下(※2)	・1壁面の5分の1以下(※2)	
	広告板・ 広告塔	・高さ10m以下、面積30㎡以下(※3) ただし、建物の延べ面積が1千~1万㎡は50㎡以下 1万㎡超は80㎡以下	・高さ8m以下	
	突出広告	・道路敷地への突出し1m以下 ・壁面の上端から突出しない	・道路敷地への突出し1m以下 ・壁面の上端から突出しない	
	はり札 のぼり 立看板	・高さ3m以下・表示面は縦2m以下、横1m以下 ・相互間距離は高さの2倍以上	・高さ3m以下・表示面は縦2m以下、横1m以下 ・相互間距離は高さの2倍以上	
案内広告物	広告板・ 広告塔	・高さ10m以下、面積30㎡以下	【1枚設置の場合】 ・高さ4m以下、面積3㎡以下[片面] 【集約化して設置の場合】 ・高さ5m以下、面積10㎡以下[片面](※4)	距離及び 個数制限有 (※5)
	電柱広告 (突出型)	・表示面は縦1.2m以下、横0.6m以下 ・電柱1本につき1個	・表示面は縦1.2m以下、横0.6m以下 ・電柱1本につき1個	
	電柱広告 (巻付型)	・地面から下端までの高さ1m以上 ・表示面は横1m以下・電柱1本につき1個	・地面から下端までの高さ1m以上 ・表示面は横1m以下・電柱1本につき1個	
	立看板	・高さ3m以下・表示面は縦2m以下、横1m以下 ・相互間距離は高さの2倍以上	・高さ3m以下・表示面は縦2m以下、横1m以下 ・相互間距離は高さの2倍以上	
一般広告物	壁面広告	・1壁面の5分の1以下(※2)	× 設置禁止	
	屋上広告	・建物の高さの3分の2以下、かつ10m以下(※1)	× 設置禁止	
	壁面広告	・1壁面の5分の1以下(※2)	× 設置禁止	
	広告板・ 広告塔	・高さ10m以下、面積30㎡以下(※3)	× 設置禁止	
	突出広告	・道路敷地への突出し1m以下 ・壁面の上端から突出しない ・1壁面につき3個以下	× 設置禁止	
	広告幕	・面積30㎡以下 ・道路上空を横断する場合は縦1m以下	× 設置禁止	
	電柱広告 (突出型)	・表示面は縦1.2m以下、横0.6m以下 ・電柱1本につき1個	× 設置禁止	
	電柱広告 (巻付型)	・地面から下端までの高さ1m以上 ・表示面は横1m以下・電柱1本につき1個	× 設置禁止	
はり札 のぼり 立看板	・高さ3m以下・表示面は縦2m以下、横1m以下 ・相互間距離は高さの2倍以上	× 設置禁止		

- ※1 取付場所からの高さ
- ※2 この基準は1壁面の面積が100㎡を超える場合であり、1壁面の面積が100㎡以内の場合、表示面積は1壁面の面積の2分の1以内、かつ、20㎡以内
- ※3 住所内等内の敷地における表示面積(他人が表示(設置)するものの表示面積を含む)の合計が当該面積以内であること
- ※4 集約化した場合、一つの事業所等当たりの表示面積は、2㎡以内(合計4㎡以内)
- ※5 指定された道路の場合、最短経路接続地点から1km以内に2個以内、その他の地域の場合、事業所から1km以内に2個以内(住居専用地域の場合4個以内)